

令和6年3月大竹市議会定例会（第2回）議案の概要（新年度予算議案を除く）

	議案番号	件 名	内 容	提案説明者
1	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について (市民生活部自治振興課)	人権擁護委員 前安井 美千子 氏が、令和6年6月30日をもって任期満了となるので、引き続き人権擁護委員候補者として法務大臣に推薦することについて、市議会の意見を求めるもの。	市 長
2	報告第1号	専決処分の報告について (工事請負契約の変更) (建設部監理課)	議会の議決を得た工事請負契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するもの。 1 工 事 名 大竹駅東口交通広場整備工事 2 工 事 場 所 大竹市西栄一丁目地内 3 履 行 期 限 令和6年1月31日 4 専決処分年月日 令和6年1月19日 5 変更前請負金額 166,762,867円 6 変更後請負金額 171,844,200円 7 請 負 者 広島県広島市西区観音本町一丁目16番22号 株式会社福永建設工業	建 設 部 長
3	議案第12号	教育長の任命の同意について (総務部総務課)	教育長 小西 啓二 氏が、令和6年3月31日をもって任期満了となるので、引き続き任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、市議会の同意を求めるもの。	市 長
4	議案第13号	教育委員会委員の任命の同意について (総務部総務課)	教育委員会委員 市川 洋 氏が、令和6年3月14日をもって任期満了となるので、引き続き任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、市議会の同意を求めるもの。	市 長

	議案番号	件名	内容	提案説明者
5	議案第 14 号	大竹市晴海臨海公園整備基金設置条例の制定について (建設部都市計画課)	1 制定の理由 晴海臨海公園の利用者が安心かつ快適に利用できる環境整備に必要な経費の財源に充てるため、基金を設置しようとするもの。 2 条例の主な内容 [第 1 条] 趣旨 [第 2 条] 積立て [第 3 条] 管理 [第 4 条] 処分 [第 5 条] 運用益金の処理 [第 6 条] 委任 3 施行期日 令和 6 年 4 月 1 日	建設部長

	議案番号	件名	内容	提案説明者
6	議案第 15 号	大竹市自転車等駐車場設置及び 管理条例の制定について (建設部都市計画課)	1 制定の理由 現在の大竹駅西口駐輪場は、P F I 事業により民間企業が整備し、平成 1 7 年度に供用開始したが、令和 6 年 8 月 3 1 日をもって契約期間が満了することから、この施設を大竹市が引継ぐとともに、大竹駅東口側においても、大竹駅周辺における自転車等の利用者の利便及び道路交通の円滑化を図ることを目的に大竹市が駐輪場を整備し、令和 6 年 9 月 1 日に供用開始するため、本条例を制定しようとするもの。 2 条例の主な内容 [第 1 条] 設置 [第 2 条] 定義 [第 3 条] 名称及び位置 [第 4 条] 供用時間 [第 5 条] 駐車できる自転車等 [第 6 条] 使用の制限 [第 7 条] 使用の方法 [第 8 条] 定期使用の許可 [第 9 条] 定期使用の登録期間の更新 [第 10 条] 一時使用の許可 [第 11 条] 定期使用の許可及び登録の取消し [第 12 条] 使用料 [第 13 条] 使用料の減額 [第 14 条] 使用料の還付 [第 15 条] 行為の禁止 [第 16 条] 管理上の措置 [第 17 条] 損害賠償 [第 18 条] 損害の責任 [第 19 条] 委任 3 施行期日等 (1) 施行期日 令和 6 年 9 月 1 日。ただし、準備行為については、令和 6 年 8 月 1 日から施行 (2) 準備行為 定期使用に関する申請・手続きについては、施行日前においても行うことができる旨を規定	建設部長

	議案番号	件 名	内 容	提案説明者
7	議案第 16 号	大竹市役所支所設置条例の一部改正について (市民生活部市民税務課)	1 改正の理由及び内容 大竹市役所木野支所の機能を大竹木野郵便局に委託することに伴い、木野支所を廃止するため、本条例の一部を改正しようとするもの。 2 施行期日 令和6年10月1日	市民生活 部 長
8	議案第 17 号	市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について (総務部総務課)	1 改正の理由及び内容 地方自治法の一部を改正する法律が、令和5年5月8日に公布され、令和6年4月1日から施行されることに伴い、令和5年12月定例会において市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例を改正する条例案を提出し、可決された。その後、令和6年1月19日に公布された地方自治法施行令等の一部を改正する政令により、本条例で引用する条項が変更になることから、また、令和6年2月9日に公布された地方自治法施行令及び市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令により、普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責に係る基準給与年額の算定基礎から在宅勤務等手当を除外することとされたことから本条例の一部を改正しようとするもの。 2 施行期日 公布の日	総 務 部 長
9	議案第 18 号	大竹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について (総務部企画財政課)	1 改正の理由及び内容 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されることに伴い、本条例で引用する条項が変更になることから、本条例の一部を改正しようとするもの。 2 施行期日 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日	総 務 部 長
10	議案第 19 号	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について (総務部総務課)	1 改正の理由及び内容 一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、在宅勤務等手当について新たに規定するため、本条例の一部を改正しようとするもの。 2 施行期日 令和6年4月1日	総 務 部 長

	議案番号	件名	内容	提案説明者
11	議案第 20 号	漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について (建設部土木課)	1 改正の理由 漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部改正に伴い、関係条例について所要の改正を行おうとするもの。 2 主な改正内容 (1)第 1 条及び第 2 条関係 漁港漁場整備法の名称の変更に伴う字句の整理 (2)第 2 条関係 「漁港施設等活用事業」制度の創設に伴い、市が管理する漁港の区域内における占用料等を徴収できる者に、当該事業を実施する者を追加 3 施行期日 令和 6 年 4 月 1 日	建設部長
12	議案第 21 号	大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について (健康福祉部福祉課)	1 改正の理由 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正により、標識等の掲示方法及び電磁的記録等の媒体の見直しが行われたため、同基準に従い制定している本条例の一部を改正しようとするもの。 2 主な改正内容 (1)利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書について、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないとする規定を追加 (2)利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書の交付又は提出について、電磁的記録等の媒体の種類を示さない文言に変更。また、特定教育・保育施設等の事業者等が記録、作成、保存等を行うものについて、書面により行うことが規定又は想定されている記録等を電磁的記録により行うことができるように変更 (3)条ずれ等の字句の修正 3 施行期日 令和 6 年 4 月 1 日	健康福祉部長

	議案番号	件名	内 容	提案説明者																								
13	議案第 22 号	大竹市国民健康保険条例の一部改正について (健康福祉部保健医療課)	1 改正の理由 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令が公布されたことにより、退職者医療制度が廃止されたこと及び国民健康保険法施行令の一部改正により国民健康保険料について賦課限度額が引き上げられたこと等に伴い、所要の規定を改正しようとするもの。 2 主な改正内容 (1)退職者医療制度が令和6年4月1日に廃止されることに伴い、条例中の退職者医療に関する条項の削除及び関連する文言の修正 (2)国民健康保険料の賦課限度額の引き上げ<table><tr><td></td><td>改正後</td><td>改正前</td></tr><tr><td>基礎分</td><td>6 5 万円</td><td>6 5 万円</td></tr><tr><td>後期高齢者支援金分</td><td>2 4 万円</td><td>2 2 万円</td></tr><tr><td>介護納付金分</td><td>1 7 万円</td><td>1 7 万円</td></tr><tr><td>合計額</td><td>1 0 6 万円</td><td>1 0 4 万円</td></tr></table> (3)国民健康保険料の応益割部分の次の軽減対象者について、軽減算定に用いる被保険者数に乗じる額の引き上げ<table><tr><td></td><td>改正後</td><td>改正前</td></tr><tr><td>5 割軽減対象者</td><td>2 9 万 5 千円</td><td>2 9 万円</td></tr><tr><td>2 割軽減対象者</td><td>5 4 万 5 千円</td><td>5 3 万 5 千円</td></tr></table> 3 施行期日 令和6年4月1日		改正後	改正前	基礎分	6 5 万円	6 5 万円	後期高齢者支援金分	2 4 万円	2 2 万円	介護納付金分	1 7 万円	1 7 万円	合計額	1 0 6 万円	1 0 4 万円		改正後	改正前	5 割軽減対象者	2 9 万 5 千円	2 9 万円	2 割軽減対象者	5 4 万 5 千円	5 3 万 5 千円	健康福祉部長
	改正後	改正前																										
基礎分	6 5 万円	6 5 万円																										
後期高齢者支援金分	2 4 万円	2 2 万円																										
介護納付金分	1 7 万円	1 7 万円																										
合計額	1 0 6 万円	1 0 4 万円																										
	改正後	改正前																										
5 割軽減対象者	2 9 万 5 千円	2 9 万円																										
2 割軽減対象者	5 4 万 5 千円	5 3 万 5 千円																										

	議案番号	件名	内容	提案説明者
14	議案第 23 号	大竹市介護保険条例の一部改正について (健康福祉部地域介護課)	1 改正の理由 大竹市第 9 期介護保険事業計画の策定及び介護保険法施行令の一部改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするもの。 2 主な改正内容 (1)介護保険料率の改正 ・世帯及び本人の課税状況、本人の所得等に応じ、令和 6 年度から令和 8 年度までの計画期間における保険料率を定める。また、国標準の改正に従い、第 8 期事業計画の 1 1 段階から 1 3 段階に区分を変更 (2)低所得者に対する一定割合の減額賦課に係る基準の引き下げについて、第 9 期の介護保険料に対応した規定に改正 3 施行期日等 (1)施行期日 令和 6 年 4 月 1 日 (2)経過措置 令和 5 年度以前の保険料については、従前の規定を適用	健康福祉部 部長

	議案番号	件 名	内 容	提案説明者
15	議案第 24 号	大竹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について (健康福祉部地域介護課)	1 改正の理由 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、関係する条例の一部を改正しようとするもの。 2 主な改正内容 (1)地域包括ケアシステムの深化・推進について ・居宅介護支援事業者が市から指定を受けて介護予防支援を行う場合の人員配置、テレビ電話装置等によるモニタリングの解禁、協力医療機関との連携体制の構築及び身体的拘束等の適正化の推進等について規定 (2)自立支援・重度化防止に向けた対応について ・ユニットケア施設管理者研修の受講の努力義務化について規定 (3)良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくりについて ・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置義務化等を規定 ・効率的なサービスの提供に関して、管理者の兼務範囲の明確化及び介護支援専門員一人当たりの取扱い件数の見直しについて規定 ・重要事項のウェブサイトへの掲載を義務付ける見直し等を規定 3 施行期日等 (1)施行期日 令和6年4月1日 (2)経過措置 ア 重要事項の掲示に係る経過措置 イ 身体的拘束等の適正化に係る経過措置 ウ 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置 エ 協力医療機関との連携に関する経過措置	健康福祉部 部長

	議案番号	件 名	内 容	提案説明者
16	議案第 25 号	大竹市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について (市民生活部環境整備課)	1 改正の理由 事業所等から排出される事業系一般廃棄物等の処理手数料について、ごみ処理原価と処理手数料との乖離を縮めることや近隣自治体の処理手数料との均衡を図るため、本条例の一部を改正しようとするもの。 2 改正内容 事業系ごみ処理手数料を 10 キログラム当たり 100 円から 150 円に改定 3 施行期日等 (1) 施行期日 令和 7 年 4 月 1 日 (2) 経過措置 改正後の規定は、施行日以後に搬入のあった廃棄物の処分に係る手数料から適用し、同日前に搬入のあった廃棄物の処分に係る手数料については、なお従前の例による。	市民生活 部 長
17	議案第 26 号	広島圏都市計画大竹市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正について (建設部都市計画課)	1 改正の理由 旧小方中学校及び旧小方小学校跡地を含む小方地区の一部において、都市計画用途地域を第一種住居地域から近隣商業地域に変更することに伴い、周辺の住環境との調和、土地利用と良好な景観形成を図ることを目的として都市計画地区計画に小方地区を追加するため、本条例の一部を改正しようとするもの。 2 主な改正内容 都市計画地区計画の適用地区として小方地区地区整備計画区域を加え、当該地区において建築してはならない建物として、工場及び自動車教習所、倉庫業を営む倉庫、マージャン屋・パチンコ・射的場・馬券売場等、ナイトクラブその他これに類するもの、畜舎、及び床面積が 150 平方メートルを超える自家用倉庫を規定し制限するもの。 3 施行期日 令和 6 年 3 月 29 日	建設部 長

	議案番号	件 名	内 容	提案説明者
18	議案第 27 号	企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について (上下水道局業務課)	1 改正の理由及び内容 地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員に勤勉手当が支給できるようになったことから、一定の要件を満たす企業職員である会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため、また、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に準じて、企業職員に在宅勤務等手当を支給できるようにするため、本条例の一部を改正しようとするもの。 2 施行期日 令和 6 年 4 月 1 日	上 下 水 道 局 長
19	議案第 28 号	大竹市水道条例の一部改正について (上下水道局業務課)	1 改正の理由 水道法の一部改正により、水道の整備及び管理に係る行政のうち水質又は衛生に関する事務以外の事務の所管が厚生労働省から国土交通省に移管することに伴い、本条例の一部を改正しようとするもの。 2 改正内容 規定中の「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。 3 施行期日 令和 6 年 4 月 1 日	上 下 水 道 局 長
20	議案第 29 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について (総務部企画財政課)	辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、栗谷町大栗林・小栗林地区及び阿多田地区における辺地に係る公共的施設の総合整備計画を策定することについて、市議会の議決を求めるもの。	総 務 部 長

	議案番号	件 名	内 容	提案説明者
21	議案第 30 号	工事施行協定の変更について (大竹駅自由通路等) (建設部都市計画課)	平成 3 0 年 1 2 月 1 8 日に議会の議決を得た工事施行協定について、市負担金額を変更するため令和 2 年 9 月 2 3 日に議会の議決を得たが、当該市負担金額を工事の完了に伴って変更するため、市議会の議決を求めるもの。 1 工 事 名 大竹駅自由通路及び関連都市施設（以下「自由通路等」という。）の工事並びに自由通路等の整備に支障する鉄道施設の工事 2 工 事 場 所 大竹市新町一丁目、西栄一丁目地内 山陽本線大竹駅 3 4 1 km 4 1 0 m 3 変更前市負担額 1, 9 7 7, 9 9 4, 0 0 0 円 4 変更後市負担額 1, 8 2 9, 4 4 9, 2 5 7 円 5 相 手 方 (1) 日本貨物鉄道株式会社 (2) 西日本旅客鉄道株式会社 6 施行期間 平成 3 0 年度から令和 5 年度まで	建 設 部 長
22	議案第 31 号	大竹市マロンの里の指定管理者の指定について (総務部産業振興課)	大竹市マロンの里の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求めるもの。 1 指定管理者 ひろしま農業協同組合 2 指定期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで	総 務 部 長

	議案番号	件名	内 容	提案説明者																																
23	議案第 32 号	令和 5 年度大竹市一般会計補正 予算（第 7 号） （総務部企画財政課）	1 歳入歳出予算の補正 ○補正予算額 2 2 0, 5 1 0 千円 （詳細は 1 6、1 7 頁 補正予算の内訳のとおり） ○予算総額 1 8, 1 8 0, 0 2 9 千円 2 継続費の補正 <table><tr><th rowspan="2">事業名</th><th colspan="3">補 正 前</th><th colspan="3">補 正 後</th></tr><tr><th>総 額</th><th>年度</th><th>年割額</th><th>総 額</th><th>年度</th><th>年割額</th></tr><tr><td rowspan="4">大竹駅東西広場 整備事業</td><td rowspan="4">千円 864, 000</td><td>R4</td><td>千円 185, 000</td><td rowspan="4">千円 864, 000</td><td>R4</td><td>千円 185, 000</td></tr><tr><td>R5</td><td>479, 000</td><td>R5</td><td>359, 000</td></tr><tr><td>R6</td><td>150, 000</td><td>R6</td><td>270, 000</td></tr><tr><td>R7</td><td>50, 000</td><td>R7</td><td>50, 000</td></tr></table>	事業名	補 正 前			補 正 後			総 額	年度	年割額	総 額	年度	年割額	大竹駅東西広場 整備事業	千円 864, 000	R4	千円 185, 000	千円 864, 000	R4	千円 185, 000	R5	479, 000	R5	359, 000	R6	150, 000	R6	270, 000	R7	50, 000	R7	50, 000	副 市 長
事業名	補 正 前				補 正 後																															
	総 額	年度	年割額	総 額	年度	年割額																														
大竹駅東西広場 整備事業	千円 864, 000	R4	千円 185, 000	千円 864, 000	R4	千円 185, 000																														
		R5	479, 000		R5	359, 000																														
		R6	150, 000		R6	270, 000																														
		R7	50, 000		R7	50, 000																														

	議案番号	件名	内容				提案説明者
			3 繰越明許費の補正				
			款	項	事業名	金額	
			2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍総合システム等改修事業	12,602 千円	
			3 民生費	2 児童福祉費	性被害防止対策事業	1,350 千円	
			8 土木費	2 道路橋りょう費	橋りょう長寿命化事業（定期点検）	15,000 千円	
			8 土木費	2 道路橋りょう費	橋りょう長寿命化事業（補修調査設計）	7,000 千円	
			8 土木費	2 道路橋りょう費	小方地区のまちづくり道路設計等事業	18,000 千円	
			8 土木費	2 道路橋りょう費	南栄下白石線交通安全施設整備事業	18,500 千円	
			8 土木費	2 道路橋りょう費	県営事業負担金（道路）	1,380 千円	
			8 土木費	3 河川費	一般河川（水路）浚渫事業	56,900 千円	
			8 土木費	3 河川費	穂仁原水辺の広場整備事業	14,700 千円	
			8 土木費	3 河川費	阿多田中の川河川改修事業	30,000 千円	
			8 土木費	3 河川費	浸水対策事業（木野地区）	3,500 千円	
			8 土木費	3 河川費	県営事業負担金（砂防）	2,000 千円	
			8 土木費	5 港湾費	県営事業負担金（港湾）	77,500 千円	
			8 土木費	6 都市計画費	小方地区のまちづくり事業	4,500 千円	
			8 土木費	6 都市計画費	大規模盛土造成地安全対策事業	16,000 千円	
			8 土木費	6 都市計画費	大竹駅周辺整備事業（工事監理業務）	2,240 千円	
			8 土木費	6 都市計画費	大竹駅周辺無電柱化事業	26,000 千円	
			8 土木費	6 都市計画費	御園第1公園整備事業	7,000 千円	
			11 災害復旧費	2 公共施設災害復旧費	阿多田1号線道路災害復旧事業	32,000 千円	
			11 災害復旧費	2 公共施設災害復旧費	玖波排水路災害復旧事業	10,000 千円	

	議案番号	件名	内 容	提案説明者																																																																			
			4 債務負担行為の補正 ○追加 <table><thead><tr><th>事 項</th><th>期 間</th><th>限 度 額</th></tr></thead><tbody><tr><td>子育て援助活動支援に要する経費</td><td>令和6年度</td><td>1,000 千円以内</td></tr><tr><td>保育所等の用務員等業務に要する経費</td><td>令和6年度</td><td>5,620 千円以内</td></tr><tr><td>病児・病後児保育事業に要する経費</td><td>令和6年度</td><td>11,007 千円以内</td></tr><tr><td>松ヶ原こども館の運営に要する経費</td><td>令和6年度</td><td>9,500 千円以内</td></tr><tr><td>1 か月児健康診査に要する経費</td><td>令和6年度</td><td>1,090 千円以内</td></tr><tr><td>ごみ計量及び受付に要する経費</td><td>令和6年度</td><td>2,311 千円以内</td></tr><tr><td>マロンの里管理運営に要する経費</td><td>令和6年度</td><td>12,524 千円以内</td></tr><tr><td>三倉岳休憩所管理に要する経費</td><td>令和6年度から 令和8年度まで</td><td>7,236 千円以内</td></tr><tr><td>大竹駅自由通路エレベーターの維持管理に要する経費</td><td>令和6年度から 令和10年度まで</td><td>8,000 千円以内</td></tr><tr><td>社会教育施設等管理に要する経費</td><td>令和6年度</td><td>11,266 千円以内</td></tr><tr><td>大竹会館管理運営に要する経費</td><td>令和6年度</td><td>13,030 千円以内</td></tr><tr><td>自然の家やさか管理に要する経費</td><td>令和6年度</td><td>2,177 千円以内</td></tr></tbody></table> ○変更 <table><thead><tr><th>区分</th><th>事 項</th><th>期 間</th><th>限 度 額</th></tr></thead><tbody><tr><td>補正前</td><td rowspan="2">地域公共交通整備に要する経費</td><td rowspan="2">令和6年度</td><td>51,500 千円以内</td></tr><tr><td>補正後</td><td>63,362 千円以内</td></tr><tr><td>補正前</td><td rowspan="2">産婦健康診査等に要する経費</td><td rowspan="2">令和6年度</td><td>2,980 千円以内</td></tr><tr><td>補正後</td><td>6,320 千円以内</td></tr><tr><td>補正前</td><td rowspan="2">大竹駅自由通路の維持管理に要する経費</td><td rowspan="2">令和6年度</td><td>3,530 千円以内</td></tr><tr><td>補正後</td><td>6,540 千円以内</td></tr><tr><td>補正前</td><td rowspan="2">晴海臨海公園管理に要する経費</td><td rowspan="2">令和6年度</td><td>3,100 千円以内</td></tr><tr><td>補正後</td><td>3,400 千円以内</td></tr></tbody></table>	事 項	期 間	限 度 額	子育て援助活動支援に要する経費	令和6年度	1,000 千円以内	保育所等の用務員等業務に要する経費	令和6年度	5,620 千円以内	病児・病後児保育事業に要する経費	令和6年度	11,007 千円以内	松ヶ原こども館の運営に要する経費	令和6年度	9,500 千円以内	1 か月児健康診査に要する経費	令和6年度	1,090 千円以内	ごみ計量及び受付に要する経費	令和6年度	2,311 千円以内	マロンの里管理運営に要する経費	令和6年度	12,524 千円以内	三倉岳休憩所管理に要する経費	令和6年度から 令和8年度まで	7,236 千円以内	大竹駅自由通路エレベーターの維持管理に要する経費	令和6年度から 令和10年度まで	8,000 千円以内	社会教育施設等管理に要する経費	令和6年度	11,266 千円以内	大竹会館管理運営に要する経費	令和6年度	13,030 千円以内	自然の家やさか管理に要する経費	令和6年度	2,177 千円以内	区分	事 項	期 間	限 度 額	補正前	地域公共交通整備に要する経費	令和6年度	51,500 千円以内	補正後	63,362 千円以内	補正前	産婦健康診査等に要する経費	令和6年度	2,980 千円以内	補正後	6,320 千円以内	補正前	大竹駅自由通路の維持管理に要する経費	令和6年度	3,530 千円以内	補正後	6,540 千円以内	補正前	晴海臨海公園管理に要する経費	令和6年度	3,100 千円以内	補正後	3,400 千円以内	
事 項	期 間	限 度 額																																																																					
子育て援助活動支援に要する経費	令和6年度	1,000 千円以内																																																																					
保育所等の用務員等業務に要する経費	令和6年度	5,620 千円以内																																																																					
病児・病後児保育事業に要する経費	令和6年度	11,007 千円以内																																																																					
松ヶ原こども館の運営に要する経費	令和6年度	9,500 千円以内																																																																					
1 か月児健康診査に要する経費	令和6年度	1,090 千円以内																																																																					
ごみ計量及び受付に要する経費	令和6年度	2,311 千円以内																																																																					
マロンの里管理運営に要する経費	令和6年度	12,524 千円以内																																																																					
三倉岳休憩所管理に要する経費	令和6年度から 令和8年度まで	7,236 千円以内																																																																					
大竹駅自由通路エレベーターの維持管理に要する経費	令和6年度から 令和10年度まで	8,000 千円以内																																																																					
社会教育施設等管理に要する経費	令和6年度	11,266 千円以内																																																																					
大竹会館管理運営に要する経費	令和6年度	13,030 千円以内																																																																					
自然の家やさか管理に要する経費	令和6年度	2,177 千円以内																																																																					
区分	事 項	期 間	限 度 額																																																																				
補正前	地域公共交通整備に要する経費	令和6年度	51,500 千円以内																																																																				
補正後			63,362 千円以内																																																																				
補正前	産婦健康診査等に要する経費	令和6年度	2,980 千円以内																																																																				
補正後			6,320 千円以内																																																																				
補正前	大竹駅自由通路の維持管理に要する経費	令和6年度	3,530 千円以内																																																																				
補正後			6,540 千円以内																																																																				
補正前	晴海臨海公園管理に要する経費	令和6年度	3,100 千円以内																																																																				
補正後			3,400 千円以内																																																																				

	議案番号	件名	内 容	提案説明者											
			5 地方債の補正 ○変更 <table><tr><th rowspan="2">起債の目的</th><th colspan="2">限度額</th></tr><tr><th>補正前</th><th>補正後</th></tr><tr><td>都市計画事業</td><td>416, 800 千円</td><td>368, 200 千円</td></tr><tr><td>臨時財政対策債</td><td>192, 100 千円</td><td>93, 058 千円</td></tr></table>	起債の目的	限度額		補正前	補正後	都市計画事業	416, 800 千円	368, 200 千円	臨時財政対策債	192, 100 千円	93, 058 千円	
起債の目的	限度額														
	補正前	補正後													
都市計画事業	416, 800 千円	368, 200 千円													
臨時財政対策債	192, 100 千円	93, 058 千円													

議案第 3 2 号 補正予算の内訳

○歳出

○歳入（歳出に充当する財源）

（単位：千円）

款	説明	補正額	款	説明	補正額	備考
2 総務費	基金管理事業	261,652				
	国庫補助金等返還事務	38,785				
	戸籍住民基本台帳事務	1,925	14 国庫支出金	社会保障・税番号制度システム整備費国庫補助金	1,925	
3 民生費	障害児通所給付事業	300	14 国庫支出金	保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援国庫補助金	200	
	こども医療費助成事業	7,720	15 県支出金	乳幼児医療助成費県補助金	1,262	
			18 繰入金	にこにここども基金繰入金	5,196	
	市立保育所等運営管理事業	200	14 国庫支出金	保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援国庫補助金	100	
	私立保育所等補助事業	375	14 国庫支出金	保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援国庫補助金	250	
	病児・病後児保育運営委託事業	75	14 国庫支出金	保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援国庫補助金	50	
	施設型給付事業	25,000	12 分担金及び負担金	保育所入所児童保護者負担金	659	
			14 国庫支出金	施設型給付等国庫負担金	14,707	
			15 県支出金	施設型給付等県負担金	4,936	
	児童福祉相談事業	100	14 国庫支出金	保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援国庫補助金	50	
	子育て支援センター（小方）運営管理事業	100	14 国庫支出金	保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援国庫補助金	50	
	子育て支援センター（さかえ）運営管理事業	100	14 国庫支出金	保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援国庫補助金	50	
	松ヶ原こども館運営管理事業	100	14 国庫支出金	保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援国庫補助金	50	
4 衛生費	予防接種推進事業	△15,000				

8 土木費	橋りょう長寿命化事業	15,000	14 国庫支出金	道路メンテナンス事業国庫補助金	8,250	
	大竹駅周辺整備事業	△120,000	14 国庫支出金	社会資本整備総合交付金	△66,000	
			21 市債	大竹駅周辺整備事業債	△48,600	
	晴海臨海公園整備事業	△8,000	14 国庫支出金	米空母艦載機部隊配備特別交付金	△12,000	
10 教育費	小学校管理運営事業	△8,800	14 国庫支出金	米空母艦載機部隊配備特別交付金	△8,878	
	学校給食費支援事業	20,878	14 国庫支出金	米空母艦載機部隊配備特別交付金	20,878	
			10 地方交付税	普通交付税	393,917	対応する歳入のない歳出に充当
			21 市債	臨時財政対策債	△99,042	
			17 寄附金	ふるさと納税寄附金（特定事業分）	2,500	財源充当補正
合 計		220,510	合 計		220,510	

	議案番号	件 名	内 容	提案説明者																						
24	議案第 33 号	令和 5 年度大竹市国民健康保険 特別会計補正予算（第 3 号） （総務部企画財政課）	1 歳入歳出予算の補正 ○補正予算額 1 9 4, 7 0 0 千円 ○予算総額 3, 1 5 2, 2 5 7 千円 【補正予算の内容】 （歳入） ・普通交付金 1 9 4, 7 0 0 千円 （歳出） ・一般療養給付事務 1 7 0, 0 0 0 千円 ・一般高額療養費支給事務 2 4, 7 0 0 千円	副 市 長																						
25	議案第 34 号	令和 5 年度大竹市公共下水道事 業会計補正予算（第 4 号） （上下水道局業務課）	1 継続費の補正 (単位：千円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th><th>区分</th><th>補正前</th><th>補正後</th><th>増減</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">大竹下水処理場 2 系 散気装置等改築更新 工事</td><td>総額</td><td>292, 000</td><td>342, 000</td><td>50, 000</td></tr> <tr> <td>令和 4 年度</td><td>48, 000</td><td>48, 000</td><td>0</td></tr> <tr> <td>令和 5 年度</td><td>52, 000</td><td>52, 000</td><td>0</td></tr> <tr> <td>令和 6 年度</td><td>192, 000</td><td>242, 000</td><td>50, 000</td></tr> </tbody> </table>	事業名	区分	補正前	補正後	増減	大竹下水処理場 2 系 散気装置等改築更新 工事	総額	292, 000	342, 000	50, 000	令和 4 年度	48, 000	48, 000	0	令和 5 年度	52, 000	52, 000	0	令和 6 年度	192, 000	242, 000	50, 000	上 下 水 道 局 長
事業名	区分	補正前	補正後	増減																						
大竹下水処理場 2 系 散気装置等改築更新 工事	総額	292, 000	342, 000	50, 000																						
	令和 4 年度	48, 000	48, 000	0																						
	令和 5 年度	52, 000	52, 000	0																						
	令和 6 年度	192, 000	242, 000	50, 000																						